

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

ふくら株式会社

就労継続支援 B 型 第 1 emori

就労継続支援 B 型 第 2 emori

こどもデイサービスじゃんけんぽん

放課後等デイサービスじゃんけんぽんプラス

## 1 施設における感染対策に関する基本的な考え方

事業所内で感染症が一旦発生すると集団感染となることが多く、職員が感染症を媒介するリスクもある。ふくら株式会社は、利用者・職員の安全確保のため、感染防止のための組織体制を整備し、職員一人ひとりが感染予防・防止のための対策を実施し、感染症発生時には感染拡大のための適切な対応が出来るように事業を運営します。

## 2 感染対策に関する基本方針

- ① 利用者・職員が安全に活動に取り組めるように環境を整備します。

利用者にサービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、事業所内の衛生管理やケアにかかわる感染対策に取り組みます。

- ② 責任ある立場の者が率先して施設全体の資質向上に努めます

管理者・施設長・リーダー等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の向上と環境整備を行い、全員が一丸となって取り組みます。

### 3 感染対策のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、感染対策のため体制を維持・強化します。

#### (1) 感染対策検討委員会の設置

感染対策検討委員会(以下、「委員会」)を設置し、本事業所で感染対策のための取り組み等の確認・改善を検討します。

#### (2) 設置目的

- ・感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染対策に関する研修を企画し、職員全体へ指導をする。
- ・感染対策に関する方針・マニュアルの見直しをする。
- ・食事に関する衛生管理（食事介助等）を検討する。
- ・排泄介助（感染管理の観点から望ましい排泄介助）の検討をする。
- ・感染発生時には、原因や究明、改善策の立案、実施をする。

#### (3) 委員会の開催

委員長が招集し、3 カ月に 1 回以上の定期開催、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する。

#### (4) 委員会の構成員

- 1) 代表 2) 管理者・施設長 3) 指導員

#### (5) 構成員の役割

構成員	責務・役割
代表	・感染対策検討委員会の責任者（委員長） ・招集者
管理者・施設長	・感染対策対応策実施の責任者
指導員	・感染対策対応策実施の担当者
第三者、専門家	・必要に応じ協力医療機関医師、行政の担当者等

#### (6) 検討項目

- ① 前回の振り返りをする。
- ② 平常時の場合  
事業所内の衛生管理や支援にかかる感染対策、感染症が流行する時期等を検討する。
- ③ 発生時の場合  
発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村や関係機関との連携などを検討する。
- ④ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑤ 今回の議論のまとめ・共有

#### (7) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(「感染対策検討委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員に周知徹底する。

### 4 感染対策のための研修及び訓練

感染対策のため職員について教育を行います。

1. 年2回以上の定期的な研修及び訓練の実施
2. 職員採用の研修の実施

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

訓練の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所を記載した記録を作成します。

### 5 平常時の対応

- ① 事業所内の衛生管理(環境の整備)を実施する。
- ② 日常のケアにかかる感染症対策(手洗い、標準的な予防対策)を実施する。

### 6 感染症発生時の対応

- ① 発生状況の把握を実施する。
- ② 感染拡大の防止を実施する。
- ③ 医療機関や保健所、市町村や関係機関との連携、行政等への報告等を実施する。
- ④ 感染状況を委員会に報告する。

### 7 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するファイルに綴り、すべての職員が閲覧を可能とするほか、ご利用者やご家族が自由に閲覧できるように当事業所に閲覧可能な形(ファイル)での据え置きや当事業所のホームページへ掲載します。

### 8 附表等

1. 感染対策検討委員会組織系統図

令和4年4月1日 施行